



感染症発生時の対応の ポイントについて



令和7年12月9日（火）
上尾中央医科グループ協議会 キャリアサポートセンター
感染管理特定認定看護師
白井 由加里

本研修の目的

1. 職員が感染症発生時に必要な基本的な対応の考え方を理解できる。
2. 事例検討を通じて、自施設で起こり得る課題を明らかにし、改善策を考えることができる。



本日の内容

1、講義①「感染症発生時の対応のポイント」

2、グループワーク

- ① 事例について、感染を拡大させないためにどのように対応したらよいか
- ② 集団発生防止のために、自施設ではどのように対応したらよいか

3、講義②および講評「感染症発生時のゾーニングについて」

高齢者福祉施設等の特徴

- 施設に入所・通所している人は、高齢であり高血圧・糖尿病等の病気を抱えている人が多く、免疫機能が低下している
- 病原体や感染経路の特徴において、集団生活や集団行動では感染が拡大しやすく、重症化しやすい
- 認知機能低下から感染対策が難しいことがある



集団感染しやすい リスクの高い感染症

感染症	主な症状
インフルエンザ	発熱、悪寒 関節痛、倦怠感、咽頭痛、咳嗽
COVID-19	発熱、咽頭痛、咳嗽、倦怠感
感染性胃腸炎	嘔気・嘔吐、下痢、腹痛

感染症が発生たら・・・

施設において感染症もしくは疑わしい事例が発生した場合



感染の拡大を防止するための対応を行う



感染を拡大しないため初動が「**鍵**」となる

発生時の対応

- ① 感染症の発生状況の把握
- ② 感染拡大の防止策の実施
- ③ 医療処置
- ④ 行政への報告
- ⑤ 関係機関との連携・相談

① 感染症の発生状況の把握

★利用者と職員の健康状態を把握する

- 発生した日時
- 利用者の居場所（〇階あるいは〇〇ユニット、または居室）
- 受診状況と診断名、検査、治療の内容を記録する

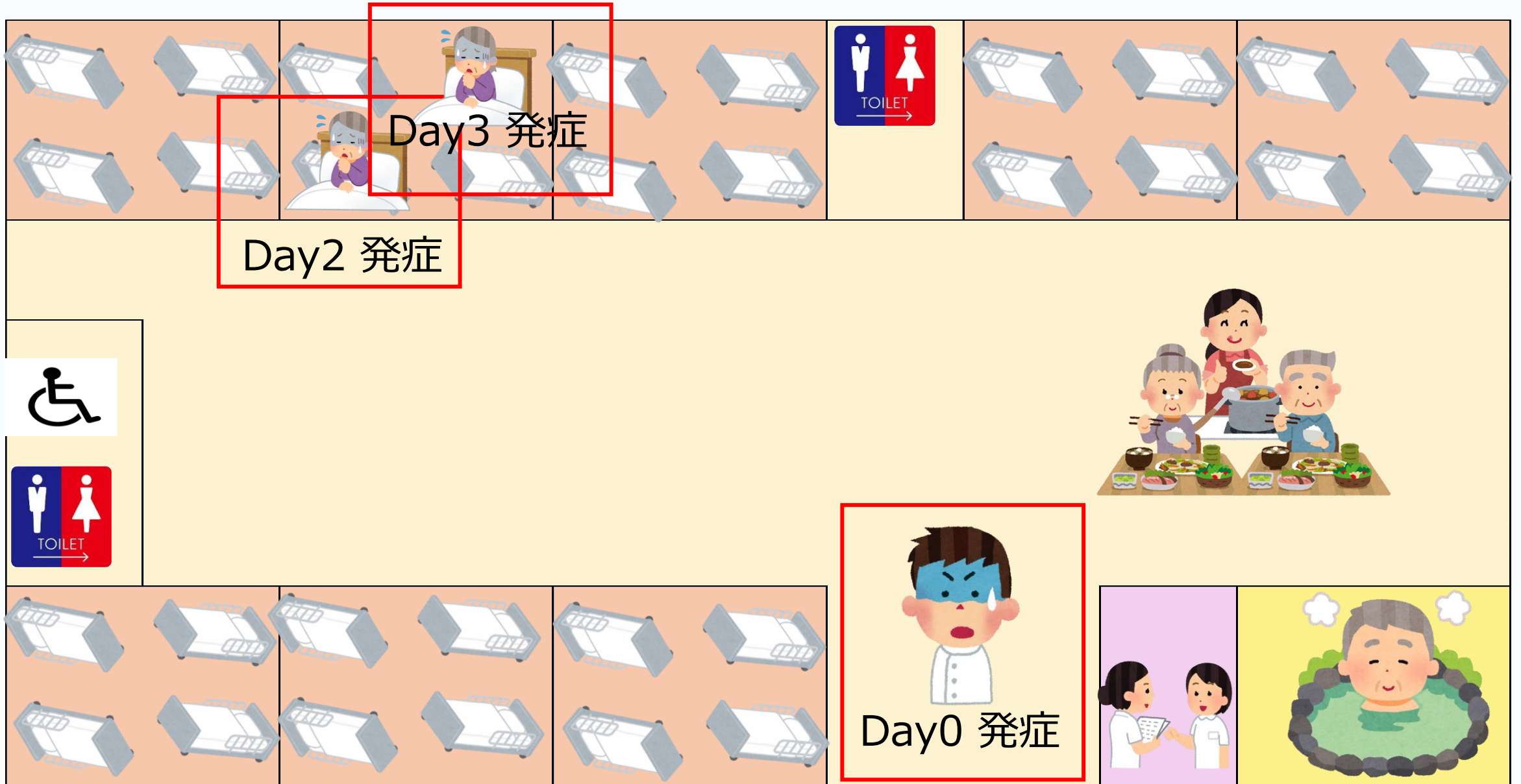
★利用者の感染症や食中毒を疑った場合、速やかに情報共有する

健康観察表（ガントチャート）の作成

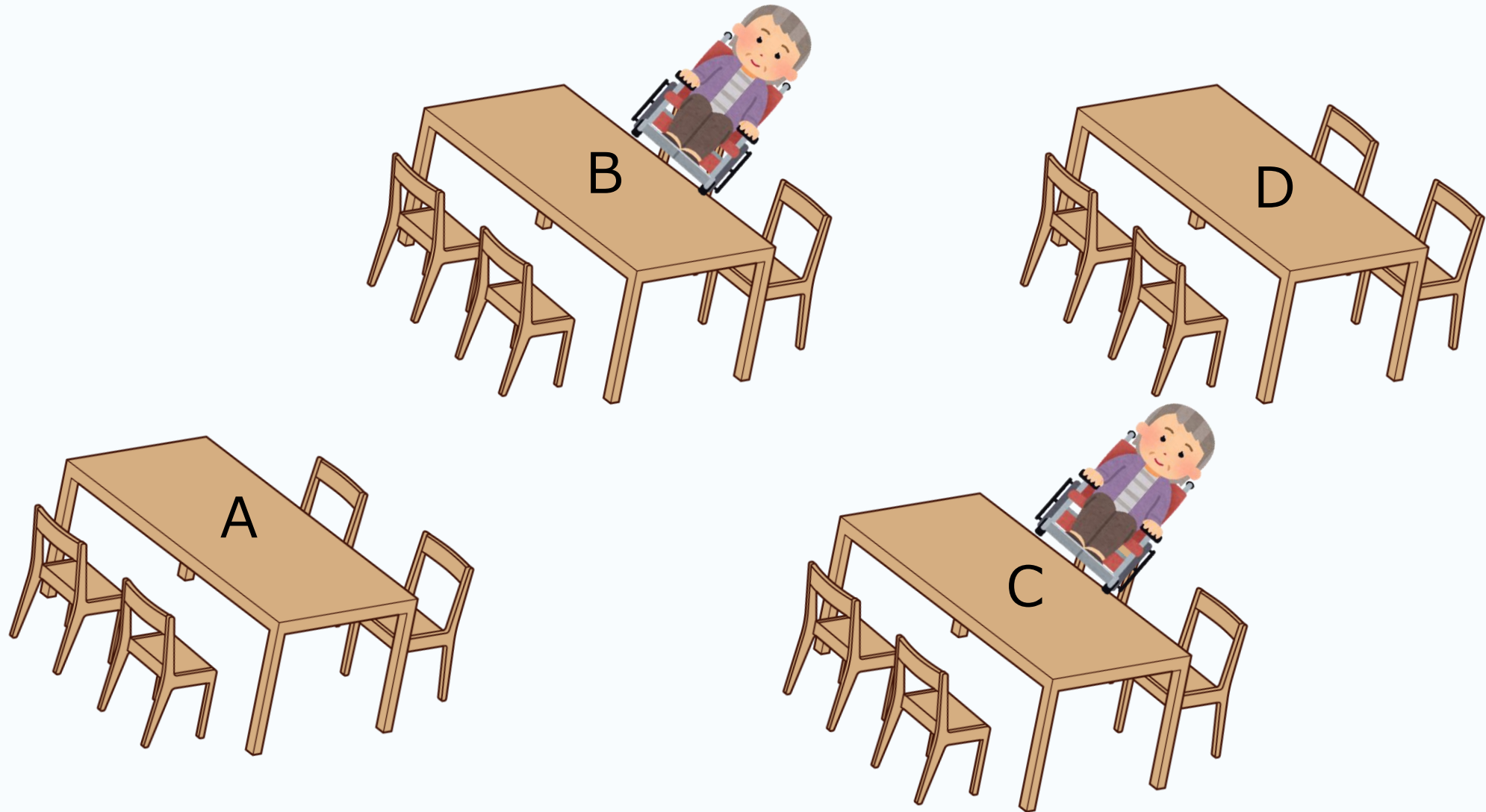
施設名		〇〇施設						住所		鴻巣市				
								電話		048-〇				
全 体 の 入 所 者 数（ 人 ）						内 訳		1階		2階		3階		
全 体 の 職 員 数（ 人 ）								1階		2階		3階		
氏名		フロア	男・女	年齢	症 状（月／日 別）									
職 任					[症状記号]									
					月／日	月／日	月／日	月／日	月／日	月／日	月／日	月／日	月／日	
					12月7日	12月8日	12月9日	12月10日	12月11日	12月12日	12月13日	12月14日	12月15日	
例	S・T 201	2F	女	80		●	●▲	△▲	← 日別に、症状記号を入れる。(この)					
1	北本 花子・210	2F	女	82	発熱	発熱・頭痛	頭痛・倦怠感							
2	桶川 次郎・208	2F	男	84			発熱							
3														
4														
5														

- 対応の優先順位を決定しやすくなる
- 職員間の情報共有が可能になる
- 保健所や外部支援を迅速に受けられる

フロアマップ (2階)



フロアマップ（食堂）



② 感染拡大防止策の実施

★感染対策が実施できているか確認する

- ・手指衛生
- ・正しい個人防護具の着脱
- ・環境清掃
- ・換気
- ・ゾーニング など

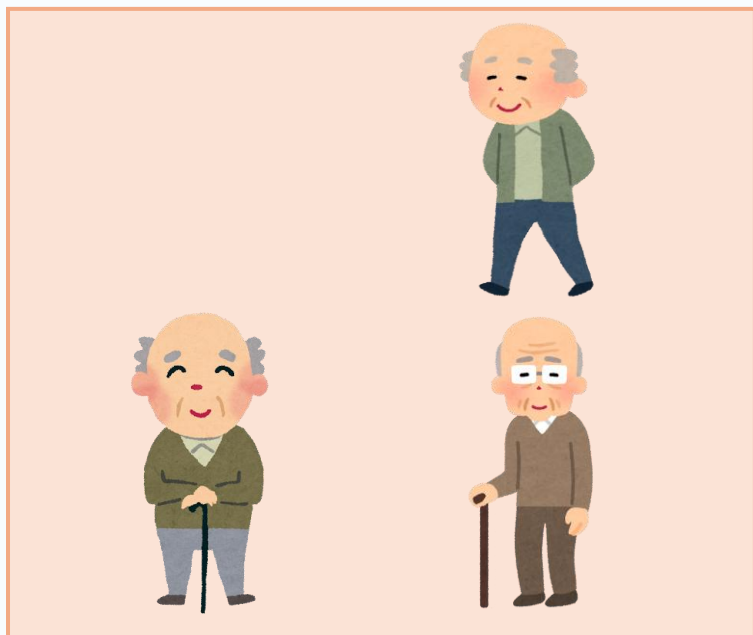
★利用者の手洗いの実施

★健康管理（利用者、職員など）

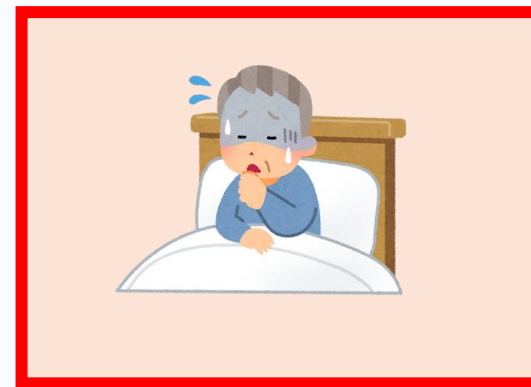
★感染した利用者や職員の対応



陽性者の隔離（発生時、部屋の調整）



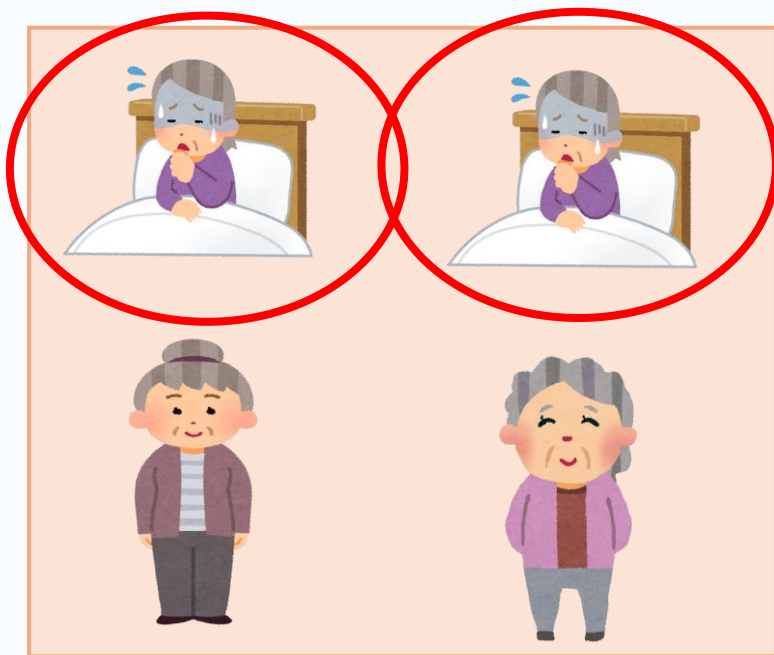
4人部屋



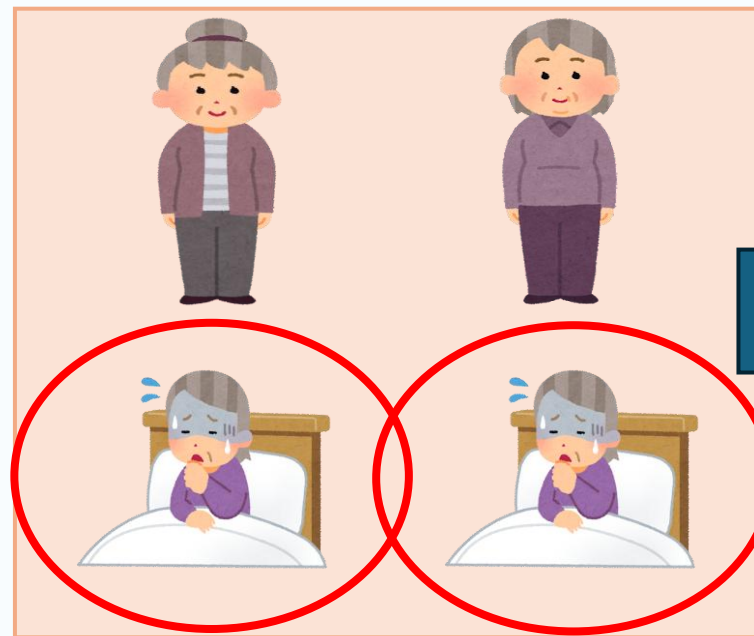
個室

個室がある場合
陽性者は個室へ移動
同室者は、そのままの部屋で過ごす

陽性者の隔離（発生時、部屋の調整） ②



4人部屋
(1号室)



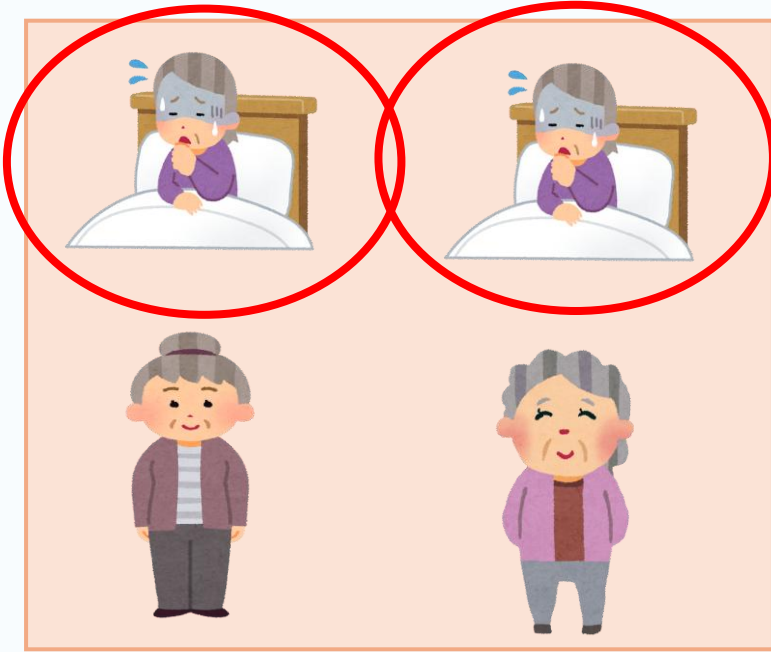
4人部屋
(2号室)



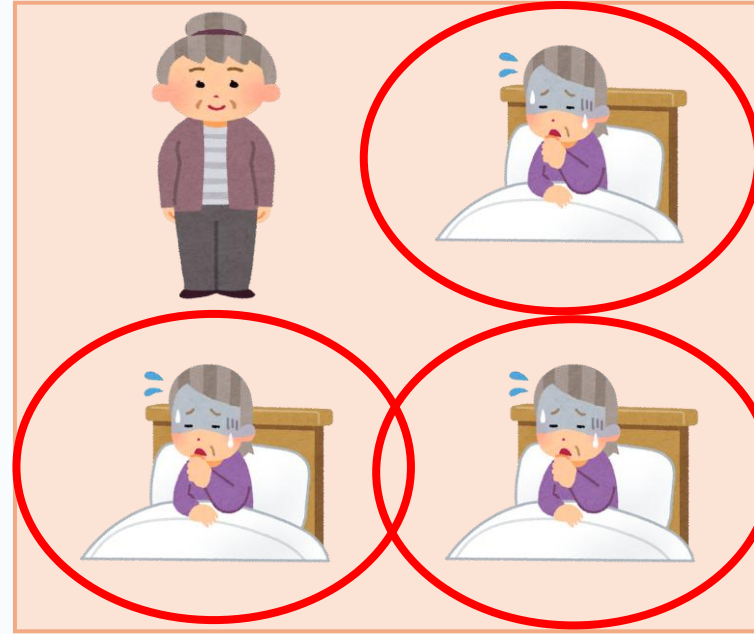
4人部屋
(3号室)

複数の部屋で、複数の陽性が発生した場合、
同室者はそのままの部屋で過ごす

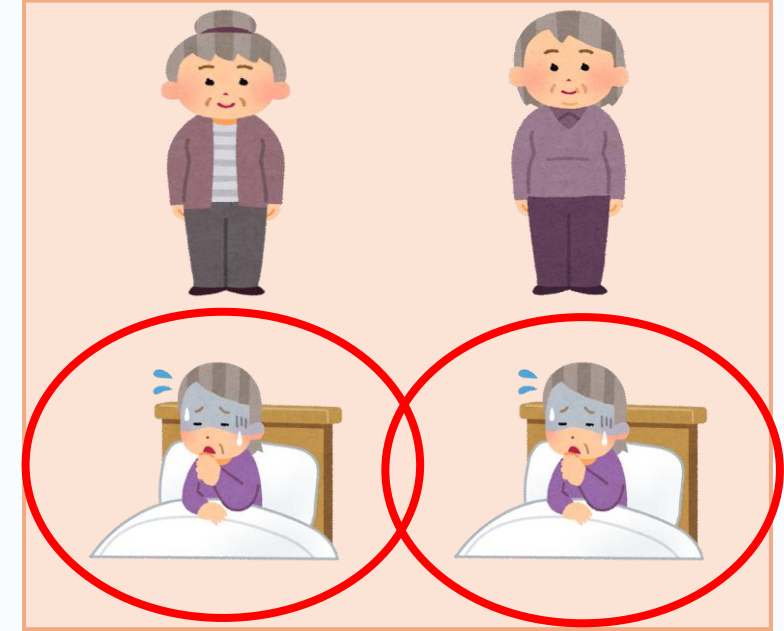
陽性者の隔離（複数発症、隔離部屋がない）③



4人部屋



4人部屋



4人部屋

複数の部屋で、複数の陽性
隔離ができない場合は、このままカーテン隔離する

③ 医療処置

★施設の職員が入所者の感染者および非感染者の健康状態を確認する



★医療機関に受診、治療等について相談する



④ 行政への報告

報告基準

1. 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は、重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
2. 同一の感染症もしくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が**10名以上**
又は、全利用者の半数以上発生した場合
3. 1及び2に該当しない場合であっても、**通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合**

⑤ 関係機関との連携・相談

★状況に応じて、次のような関係機関に報告し、対応を相談し、指示を仰ぐ等、緊密に連携を図る

日頃から、保健所や協力医療機関、
所管の施設主管課（県福祉事務所、県障害支援課、市町担当課等）
と連携体制を構築しておくことが重要

- ◆ 医師（嘱託医）、協力医療機関の医師
- ◆ 保健所
- ◆ 感染管理認定看護師(CNIC)

感染症発生時の対応

初動

- 感染症の発生状況の把握
- 感染拡大の防止
- 医療処置

報告

- 行政への報告
- 関係機関との連携・相談